令和8年度　監督処分業者一覧

処分年月日			免許番号	事業者名	本店住所		処分種類		違反行為の概要
年	月	日			都道府県	市区町村		業務停止期間	
R8	4	20	兵庫県知事 （9）第201774号	株式会社幾章住研	兵庫県	西宮市	免許取消		代表者が、法第5条第1項第6号に該当する者であることが判明した。このことは、法第66条第1項第3号の規定に該当することから、免許取消とする。
R8	6	3	兵庫県知事 （2）第11963 号	株式会社 オーケイハウジング	兵庫県	神戸市	免許取消		令和8年2月25日付けで宅地建物取引業法第65条第2項に基づく監督処分（令和8年3月23日から4月1日までの10日間の業務停止）を受けたが、当該業務停止期間中の令和8年3月23日に店頭に物件の広告を特定可能な状態で掲示していた。 このことは、宅地建物取引業法第65条第2項の命令に違反し、法第66条第1項第9号後段に該当する。
R8	6	29	兵庫県知事 （9）第8945 号	有限会社シティハウス	兵庫県	神戸市	業務停止	15日間	被処分者の唯一の専任の宅地建物取引士（以下「専任取引士」という。）の宅地建物取引士証の有効期限満了日である令和7年5月12日の翌日から約4か月間、専任取引士が不在の状態にあったにもかかわらず、必要な措置を執らなかった。専任取引士不在の間の取引状況に関して、令和8年4月10日から同月27日までの間に、計3回にわたり、法第72条第1項の規定に基づく報告を求められたにもかかわらず、正当な理由なく報告命令に従わなかった。 このことは、法第72条第1項の規定に違反し、法第65条第2項第4号の規定に該当する。